

16 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等に関する調

(イ) 軽油の引取数量等

区 分	数 量
引 取 数 量 ①	KL 419,256
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②	207,780
課 税 対 象 数 量 ①－② ③	211,476
欠減量 {	特約業者分 1 / 100 1,862
	元売業者分 0.3 / 100 76
計 ④	1,938
課 税 標 準 量 ⑤	209,538
③－④	
そ の 他 (申 告 納 付) の 分 ⑥	419
課 税 標 準 量 合 計 ⑦	209,957
⑤＋⑥	
登録特別 徴収義務 者数 {	合 計 121 (42)
	元 売 業 者 18 (0)
	特 約 業 者 103 (42)

(2) 課税対象とならない「軽油」に関する調

(イ) 業種別

区 分	免税軽油使 用 者 数 等	課税免除 数量
合 計	人 4,229	KL 209,055
法 第 1 4 4 条 の 5 関 係	38	18,779
輸 出	4	2,665
課 税 済 み	34	16,114
法 附 則 第 1 2 条 の 2 の 7 第 1 項 関 係	4,181	188,116
船 舶	1,355	172,994
自 衛 隊 (機 械 等)	2	148
鉄 道 事 業 ・ 軌 道 事 業	2	5,263
農 業 等	2,725	2,147
林 業 等	12	463
鉱 物 の 採 掘 事 業	26	6,120
と び ・ 土 工 工 事 業	1	23
セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	12	96
生 コ ン ク リ ー ト 製 造 業	3	22
港 湾 運 送 業	13	257
倉 庫 業	2	23
貨 物 利 用 運 送 事 業	0	0
航 空 運 送 サ ー ビ ス 業	4	119
廃 棄 物 処 理 事 業	7	242
木 材 加 工 業	12	155
木 材 市 場 業	4	29
堆 肥 肥 製 造 業	1	15
法 附 則 第 1 2 条 の 2 の 7 第 6 項 関 係	1	1,275
ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係	9	885

(ロ) 局別

局 名	課 税 標 準 量	登録特別徴収 義 務 者 数
	KL	
合 計	209,957	121 (42)
長 崎 振 興 局	185,180	85 (14)
県 央 振 興 局	7,349	11 (7)
県 北 振 興 局	14,374	21 (17)
五 島 振 興 局	1,126	2 (2)
壱 岐 振 興 局	451	1 (1)
対 馬 振 興 局	1,477	1 (1)

(ロ) 局別

局 名	免税軽油使 用 者 数 等	課税免除数量
	人	KL
合 計	4,181	188,116
長 崎 振 興 局	333	184,211
県 央 振 興 局	2,982	836
県 北 振 興 局	470	2,019
五 島 振 興 局	135	271
壱 岐 振 興 局	183	121
対 馬 振 興 局	78	658

(注) 1 この調は、令和5年度において課税されたもののうち現年度分について記載した。

2 「登録特別徴収義務者数」は令和6年2月末日現在で計上した。なお、()の数は、本店数を示す。